

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成25年12月11日

北海道十勝総合振興局長 橋本 博行

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

“「食の拠点」十勝” 発信キャンペーン事業～十勝の地域資源 PR 事業～委託業務

(2) 業務目的

十勝総合振興局では、「フードバレーとがち」や「北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区」を展開する“「食の拠点」十勝”を国内外に効果的に売り込むため、十勝を代表する郷土料理の「豚丼」をシンボルに位置づけ、振興局の名称を「北海道とがち豚丼振興局」に改称するという架空の設定のもと各種取組を実施してきた。

本事業では、この取組をさらに進め、民間の情報発信のノウハウを活用することにより、十勝の地域資源をより効果的にPRしていく事を目的とする。

なお、本業務は緊急雇用創出推進事業を活用し実施するものとする。

(3) 業務内容

本業務においては、「とがち食推進室」が実施している、産学官金連携による「食の総合産業化」の取組と連携しながら、十勝の地域資源を効果的にPRしていく。

ア 十勝の地域資源情報発信事業

「とがち豚丼振興局」のホームページをリニューアルし、動画の掲載等によるPRコンテンツの充実や、十勝の地域資源をまとめたDVD等の情報発信媒体の作成等、十勝の地域資源を効果的にPRする取組。

イ 「ぶたどんまん」を活用した十勝の地域資源PR

十勝管内・管外で開催されるイベント等において、「ぶたどんまん」を活用した十勝の食等のPRプロモーションを実施。また、「ぶたどんまん」を活用したグッズ（例えば、ぬいぐるみやTシャツ、 Poloシャツ等）を開発し、イベントや観光スポット等で活用することにより効果的な十勝の地域資源PR方法を企画するとともに、PR事業を実施。事業実施後にアンケートや調査を行いPR効果を検証する。

ウ 「食の拠点」発信フォーラムの開催

「うどん県」事業を実施している香川県関係者と全国的な「さぬきうどんブーム」のきっかけを作った関係者を招聘し、講演会等を実施する。

(4) 契約期間

契約の日から1年間(契約予定日 平成26年1月29日)

ただし、契約は、年度毎に行うこととし、平成25年度の契約は、平成26年3月31日を契約終了日とし、平成26年度の契約は平成26年4月1日を契約締結日とすることとする。

(5) 納入場所

名称 北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課

所在地 帯広市東3条南3丁目（〒080-8588）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格及び選定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

次のいずれにも該当すること。

ア 単独法人等又は、複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(ウ) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(エ) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(オ) 暴力団関係事業者等でないこと。

(カ) 道税を滞納している者でないこと。

(キ) 原則として、過去5年の業務実績において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、事業を実施する実力があり、かつ、確実に履行する見込みのある者を含む。

(ク) 起業後10年以内の民間企業、特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、本社が起業時及び委託時に道内に所在すること。ただし、新分野進出のためにコンソーシアムを立ち上げた場合は、起業後10年超の企業を含むことも可とする。

(ケ) 十勝総合振興局管内に本社又は支社、営業所が所在すること。

(コ) コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

(2) プロポーザルの選定基準

ア 事業者の業務遂行能力

(ア) 業務実施体制

(イ) 業務処理スケジュール

イ 業務（企画提案）内容

(ア) 十勝の地域資源情報発信事業

(イ) 「ぶたどんまん」を活用した十勝の地域資源PR

(ウ) 「食の拠点」発信フォーラムの開催

ウ 継続的な雇用・就業機会の創出

※詳細は別添「企画提案指示書」(別添1)の7のとおり

3 手続き等

プロポーザルに参加を希望される場合は、次の手順で企画提案を行ってください。

(1) 参加表明書の提出

「参加表明書作成要領」(別添2)に基づき、参加表明書及び添付資料を提出してください。

ア 提出書類：参加表明書、添付資料（登記簿謄本(写)、納税証明書等）

イ 提出部数：1部

ウ 提出期間：平成25年12月12日（木）から平成25年12月18日（水）まで

エ 提出方法：持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）により、提出することとし、ファクシミリ等によるものは受け付けません。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

(2) 企画提案提出要請書の送付

2の(1)の参加要件を満たし、企画提案書を提出することができる事業者には、「企画提案提出要請書」を送付します。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、当該通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

なお、書面は次の提出先に持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により、提出してください。

提出先：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局2階
北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課

イ 理由の説明は、説明の求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に書面により回答します。

(4) 企画提案書の提出

「企画提案書作成要領」(別添3)により、予算の範囲内かつ企画提案指示書の要件を満たし、最も事業効果が高いと考えられる企画提案書を作成し、提出してください。

ア 提出書類：企画提案書、付属資料

イ 提出部数：企画提案書、付属資料とも6部(会社名を記入したもの1部、会社名を記入しないもの5部)

ウ 提出期間：平成25年12月20日(金)から平成26年1月6日(月)まで

エ 提出場所：帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局2階

北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課

オ 提出方法：持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により、提出することとし、ファクシミリ等によるものは受け付けません。

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

(5) 企画提案書に関するヒアリング

企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施します。ヒアリングの日時、場所、留意事項等は別途通知します。

企画提案書提出者が多い場合には、書類選考によりヒアリング参加者を5者に制限します。

4 選考方法

2の(2)に記載する選定基準及びヒアリングの結果を踏まえ、最良の提案をした者を選定します。

5 雇用に関する条件

別添「企画提案指示書」(別添1)の6のとおり。

6 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

平成25年度分 6,281千円

平成26年度分 12,664千円

合 計 18,945千円

7 契約手続

特定者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円を使用する。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

9 問い合わせ先

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局2階
北海道十勝総合振興局地域政策部地域政策課（担当：多賀、真鍋）

TEL 0155-27-8521

FAX 0155-22-0185